

快適な学生生活

14 健康管理室

1. 健康管理室の役割

キャンパス内でケガや病気になったときの応急処置や健康相談を行っています。症状によっては外部医療機関を紹介しています。また、学校医による健康相談や医療機関への受診相談なども実施しています。

1) 健康診断

学校保健安全法により毎年必ず受診することが義務づけられています。

実施時期：1月または2月→次年度卒業予定者（学部・大学院）就職活動用健康診断
3月下旬・4月→1年生～3年生、大学院生

具体的な日程は適宜ご案内します。健康診断結果は定期健康診断受診者のみ発行します。当日やむを得ない事情で受診できなかった場合は健康管理室に連絡してください。

2) 学校保健安全法に定められている感染症に罹った場合

感染症ごとに出席停止期間等が決められています（P.10参照）。医療機関で新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻疹、風疹などの診断を受けた際は速やかに学生課に連絡してください。

3) ひとり暮らしの方へ*

病気になった場合に備えて、日頃から家族・友人はもちろんのこと、近郊の親戚などにも連絡がとれるようにしておきましょう。

健康保険被保険者証は常に携帯しましょう。自宅には救急箱（体温計、風邪薬などの常備薬）の備えをしておきましょう。

*健康管理室では法令により市販薬の取り扱いはありません。

健康管理室について

- 場 所：K2号館1階 教務課の奥
- 開設時間：月曜日～土曜日 9：00～17：00（昼休み11：40～12：30）看護師2名体制
- 校医相談：毎週金曜日 14：00～16：00
- ☎046-291-3037 E-mail：kenkou@kait.jp